

薬 第 1 4 4 1 号
平成 30 年 12 月 25 日

各 保 健 所 長 殿

薬 務 課 長
(公 印 省 略)

「医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則」の一部改正及び「茨城県薬局機能情報提供制度要領」の制定について（通知）

このことについて，平成 29 年 10 月 6 日付けで医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 109 号）が公布され，併せて薬局機能情報提供制度実施要領等が改正されたことから，「医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則」（以下「施行細則」という。）の一部を別添のとおり改正し，新たに「茨城県薬局機能情報提供制度要領」（以下「要領」という。）を制定しました。

改正の概要については下記のとおりですので，御承知の上，貴管下薬局に対する周知等に御配慮願います。

なお，公益社団法人茨城県薬剤師会長に対しては，別途通知したことを申し添えます。

おって，平成 30 年 12 月 4 日付け薬第 1304 号をもって通知したとおり，本改正等に伴う薬局機能情報提供システムの ID・パスワードに変更はありません（別添：同通知参照）。

記

1 施行細則改正及び要領制定の概要

(1) 施行細則改正の概要

- ・薬局に関する情報の報告（以下「薬局機能情報」という。）に係る条文（第 3 条及び第 4 条）の削除
- ・薬局機能情報（変更）報告書（様式第 4 号及び第 5 号）の削除
- ・登録販売者試験願書（様式第 8 号の 2）に規程する写真の大きさの変更

(2) 要領制定の概要

- ・薬局機能情報の報告時期や公表方法等を規定

(3) 施行日：平成 31 年 1 月 1 日

2 添付書類

- (1) 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則
- (2) 新旧対照表
- (3) 県報
- (4) 茨城県薬局機能情報提供制度要領
- (5) 平成 30 年 12 月 4 日付け薬第 1304 号薬務課長通知